

# しっかり君NEWS

しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

## 2022年4月1日から、 成年年齢は18歳になります！

2018年6月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、明治時代から定められていた成年年齢20歳から18歳に引き下げられました。



しっかり君

どうして、成年年齢が引き下げられるの？



うっかり君

近年、18歳以上の若者に大人として国政上の重要な判断に参加してもらう政策が進められ、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙年齢が18歳と定められているんだ。



せっかちジージ

だから、市民生活に関する民法においても18歳以上を大人として取り扱うのが妥当と議論されて、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重して、社会に積極的に参加を促そうとしているの。



のんびりパーバ

“困った、どうしようと思ったら”

**消費者ホットライン**



い や や

**188** (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

## I 現在の未成年者が成人となる日

2022年4月1日時点で、18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することになります。  
2004年4月2日以降生まれの方は18歳の誕生日に達することになります。

生年月日	成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳




18歳からできること、  
できないことを整理  
してみよう



きまじめパパ

## II 18歳成年になって変わること

民法の成年年齢には、①「一人で有効な契約をすることができる年齢」と、②「父母の親権に服さなくなる年齢」の意味があります。成年年齢引き下げにより、18歳から親の同意なしに契約が出来たり、自分の住む場所や進路決定を自分で出来るようになります。また民法以外の法律において、各種の資格取得等に必要な基準年齢とされているものは、18歳で出来るようになります。ただし、健康面への影響や、青少年保護の観点から、飲酒・喫煙や公営競技の投票券の購入は20歳からのままです。

18歳（成年）のできること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約（携帯電話の購入、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくるなど）</li><li>・ 10年のパスポートの取得</li><li>・ 国家資格に基づく職業に就く（資格取得が要件）</li><li>・ 女性の結婚可能年齢を18歳に引き上げ、男女とも18歳。</li><li>・ 性同一障害の人が性別取り扱いの変更審判を受けられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲酒</li><li>・ 喫煙 </li><li>・ 公営競技（競馬、競輪等）の投票券（馬券等）の購入</li><li>・ 養子を迎える</li><li>・ 大型、中型自動車運転免許の取得 </li></ul>

# トラブル事例



うっかり君

## 「もうかるよ」と誘われて

SNSで知り合った人から儲かる話があると  
言われ話を聞いた。投資用ソフトの代金が  
60万円と言われ「お金がない」と断った  
が、「消費者金融で借りれば良い」と言わ  
れ、借りて支払ってたが、説明と異なり儲  
からない。



## お試しのつもいが定期購入だった!!

スマートフォンでダイエット用飲料の期間限定  
モニターに申し込んだら定期購入だった。業者  
の電話がつかないのではやめられるか心配。



## 相談にのるだけでもうかる?

スマートフォンでSNSを見ていたところ、  
相談にのるだけで30万円もらえるという  
副業サイトを見つけ会員登録したが、詐欺  
サイトだという書き込みがあった。登録の  
際に免許証等の画像を送ったが、悪用され  
ないか心配。



## エステで断り切れなくて...

脚を細くしたいと思い、人気ブロガーが行った  
というエステ店で500円の体験を受けたところ、  
30万円の全身痩身コースを勧められた。断った  
が分割の支払いを勧められ契約してしまった。



しっかり君

契約するときは注意しましょう!!

しっかり  
学ぼう!



民法は、「未成年者取消権」を定め、社会経験が少なく十分な判断能力のない未成年者を保護するために、親の同意なく契約した場合は取り消せるとしています。しかし、成年年齢引き下げにより、18歳から親の同意なく契約ができるようになる一方、「未成年者取消権」による取り消しの適用がなくなります。現在、20歳になると、悪質業者のターゲットとなり、消費者トラブルにあう件数が増えています。その被害が、18歳、19歳に拡大することが懸念されています。被害にあわないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学ぶことが大切です。

## トラブルにあわないためのポイント

1. 軽い気持ちで契約しない
2. うまい話にのらない
3. ネットの情報を鵜呑みにしない
4. 「今だけ」「今すぐ決めて」など契約をせかす者は相手にしない
5. 借金をしてまで契約をしない
6. 関心が無ければ、きっぱり断る
7. 困ったら、身近な人や消費生活センターにすぐ相談

## お問い合わせ先

- 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には  
**消費者ホットライン「188」**  
地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。  
\*相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。(相談は無料です)
- 法的トラブルでお悩みの方は  
**日本司法支援センター(法テラス)**  
法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します(通話料が発生します)。  
**0570-078374 (IP電話からは: 03-6745-5600)**  
**おなやみなし**  
【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時  
※祝日・年末年始を除く。※メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中。

## お役立ち情報

- 成年年齢の引下げについての最新情報はこちら！  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)
- 「動画」で分かる成年年齢 政府インターネットテレビ
  - ・霞が関からお知らせします  
「2022年4月、18歳は大人です～成年年齢の引下げ～」  
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18293.html>
  - ・政府インターネットテレビ  
「2022年4月 成年年齢引下げ 18歳で大人！ できること。できないこと。」  
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18321.html>

ひとり で悩ま ないで、 まず は相談 ！	<b>奈良県消費生活センター</b>	消費 者ホ ット ライ ン
	〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階	
	<b>消費生活相談</b> ☎ 0742-36-0931 月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く	
	<b>消費者教育・啓発</b> ☎ 0742-32-0621 (共通) FAX 0742-32-2686	
	<b>奈良県消費生活センター-中南和相談所</b>	
	〒635-0085 大和高田市片塩町12番1号 大和高田市市民交流センター3階	
	<b>消費生活相談</b> ☎ 0745-22-0931 FAX 0745-22-4999 月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く	